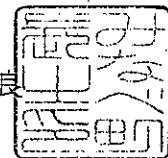




みなべ第1237号
平成19年5月2日

国土交通省
道路局長 殿

和歌山県みなべ町長 山田五良



中期的な計画の作成にあたっての意見について

4月2日国号企第114号をもってご照会賜りました標記の件につきまして別紙のとおり意見を提出いたします。

道路に関する意見

和歌山県みなべ町

1. 真に必要な道路

真に必要な道路とは、誰方がどんな基準で判定されるのかわかりませんが、お願いしておきたいのは、実情の分からない人たちだけで決めるようなことのないようにお願いします。どんな山奥であっても離島であっても、住民税均等割を課している以上は、そこに住む人たちの利便と権利を守ってやってほしいと思うからであります。そして、その人々が喉から手が出るほど欲しいと思っている道路が真に必要な道路であります。

2. 先見性

私の家の前の県道は戦時に幅員4~5mに改良されたものですが、その当時、地元の人たちはこんな広い道は要らぬといって、抵抗していたのを憶えています。しかし、その道は現在では狭いため通行に大変不便を来しております。

1. 5車線道路は当座をしのぐ便法かもしれません、やはり今作る道路なら対向二車線歩道付きが常識であって、先述のように後世に悔いを残すことのないような改良をお願いします。

3. 関連道路

いわゆる3ヶタ国道及び県道の改良は大変遅れています。

和歌山県の場合、高速自動車道が大体海岸線沿いに走っていますが、そのインターにつなぐ山間奥地からの国県道が未改良部分が多いため、折角できた高速道路が地域の生活道路、産業道路に活用がしきれていない状況です。例えば、みなべインターから龍神村までの国道424号の早期改良完成が渴望されているのもそのためであります。

4. 道路特定財源の確保

これは目的税を目的外に横流しすることで納税義務者に対する約束違反であり、詐欺的行為であります。

余剰金が生じるということであります、先述のように地方にはまだ真に必要な道路（橋梁も含む）の改良がありますから、こちらの方に回して下さい。

また、なお余剰金が出るのなら国民の税負担をいくらかよりも軽減になるよう減税措置を講じられるようお願いします。

5. 故郷の発展は道路にあり

以上